

良質な個別サービスの実施(障害者施設:居住サービス)

【評価項目】		a	b	c	Na	判断の理由
A-1 利用者の尊重						
(1) 利用者の尊重						
1	1					個別支援計画に基づいてコミュニケーション確保と支援に努めている。例えばナースコールを押せない人、パソコンのキー操作ができない人への支援など様々な工夫を凝らしていることが認められた。
2	2					利用者自治会が組織され、定期的に会合がもたれている。さらに施設関係者と利用者との懇談会も月1回開催し、必要な協議の場となっている。また、主体的な活動を支援するために随時職員による相談を受け付けている。
3	3					個別支援計画により声かけや見守り等利用者個々のサービス体制が確立されている。
4	4					利用者の特性を把握したうえで個別支援計画が策定され、それぞれのプログラムによってサービスが行われている。
(2) 利用者の権利擁護						
5	1					園内には「障害者権利宣言」を掲示し、その周知徹底を図っている。また、虐待防止マニュアルを策定し、身体拘束・虐待ゼロを目指したサービスに努めている。
(3) 家族との連携・交流						
6	1					家族には利用者の個別支援計画を説明し、同意を得るなど理解を深める働きかけを行い、園の行事である「つつじ見会」「開園祭」「年忘れ会」には家族を招待し交流を図っている。
(4) 生活環境づくり						
7	1					居室などはカーテンでプライバシー空間を確保したり、テレビなど私物の持ち込みを自由にしたたり、居室の模様替えなど利用者の意向を取り入れる努力が伺われるが、一人になれる場所や少人数でくつろげる場所などの点でなお改善が望まれる。
A-2 日常生活支援						
(1) 食事						
8	1					食事介護(助)マニュアルにおいて利用者の身体状態に応じた食事形態、調理上の配慮、食事介護上の留意点などが詳細に明示され、適切な食事サービスがなされていると認められる。
9	2					定期的に嗜好調査を行う他、利用者の代表が「給食委員会」に参加し、意見を述べる事が出来るなど利用者への配慮が伺われる。また、選択食、スペシャルランチなど楽しみがもてる食事の提供にも努めている。
10	3					食堂の設備や雰囲気については、給食委員会において利用者の意向を取り入れ改善に努めている。また、食事時間についても幅のある時間帯に配慮していることが伺われる。

【 評価項目 】		a	b	c	Na	判断の理由
(2) 入浴						
11	1					入浴については、入浴介護(助)マニュアルにより入浴前の健康チェック(バイタルチェック)、入浴介護、入浴後の観察など一人ひとりの健康状態に応じた詳細な介助が定められ実施されている。
12	2					入浴は、週2回、夏期3回実施されており、利用者との話し合いによって入浴順の変更など希望を取り入れているが、入浴回数や時間帯については、今後の課題としている。
13	3					脱衣場については、カーテンを設置してプライバシー保護に努めているが、建物の老朽化のために設備上十分なものではなく、構造や設備上の改善が望まれる。
(3) 排泄						
14	1					排泄の自立度に応じた排泄介護(助)マニュアルが策定され、利用者の障害程度介助など個人的事情に配慮したサービスが行われている。
15	2					トイレは冷暖房設備が完備され、清掃も行き届いている。また、プライバシー保護のために入り口にカーテンを取り付けている。
(4) 移乗・移動						
16	1					移乗・移動介助の必要な利用者は、個人的事情を配慮した個別支援計画が策定され、サービスが提供されている。また、車椅子等の自助具については、理学療法士が中心になって身体状況に応じた用具を提供している。
(5) 衣服						
17	1					衣類は利用者の希望を聞いて、季節に応じた衣類の購入等買い物相談に随時応じている。
18	2					「洗面身だしなみマニュアル」が策定され、その中に「衣服の汚れ等には気を配り、こまめに着替え等を行う」と明示されており、利用者の意思を尊重したサービスが提供されているものと認められる。
(6) 理容・美容						
19	1					利用者の理容・美容をはじめとする口腔ケア、洗髪、髭剃り、その他身だしなみなど詳細なサービスの提供について「洗面身だしなみマニュアル」において定められている。
20	2		-			理容・美容の希望者については、移動美容室、出張散髪、あるいは地域の理・美容店の利用ができるように希望に応じた支援に努めている。

【 評価項目 】		a	b	c	Na	判断の理由
(7) 睡眠						
21	1 安眠できるように配慮している。					居室が相部屋であるために、カーテンで光が漏れないよう配慮されている。不眠者に対しては居室移動等を行ったり、私物の寝具等の持込によって安眠できるように配慮している。
(8) 健康管理						
22	1 日常の健康管理は適切である。					日常の健康管理については診療所長によって行われ、その記録はパソコンのデータベースに記録し管理されている。また、インフルエンザ等の各種予防接種についても家族の同意を得て実施している。
23	2 必要な時、迅速かつ適切な医療が受けられる。					診療所長の所属する県総合医療センターをはじめ、8箇所の協力病院と契約し、迅速な医療が受けられるよう体制整備している。
24	3 内服薬・外用薬等の扱いは確実に行われている。		-			内服薬・外用薬の扱いは、看護師の管理・指示のもとに行われており、その扱いは日誌に記録されている。薬の管理については施錠のできる保管庫で管理されている。
(9) 余暇・レクリエーション						
25	1 余暇・レクリエーションは、利用者の希望に沿って行われている。					利用者による自治会と協議して季節感あるレクリエーションを企画したり、絵画、生け花、朗読、舞踊等のボランティアも積極的に受け入れている。
(10) 外泊、外出						
26	1 外出、外泊は利用者の希望に応じて行われている。					外出支援については、盆と正月など年3回ほどの帰省支援をはじめ、個人の要望による単独外出などについては、福祉車両の利用やボランティアの協力を得て支援している。
(11) 所持金・預かり金の管理等						
27	1 預かり金について、適切な管理体制が作られている。					利用者の預かり金管理については、「利用者貴重品管理要綱」により適切に管理されていることが認められる。また預かり金出納簿を四半期ごとに家族に送付している。
28	2 新聞・雑誌の購読やテレビ等は利用者の意志や希望に沿って利用できる。					新聞・雑誌は個人購読が認められ、テレビは個人所有ができ、同室者が了解すれば消灯後も視聴することができるなど利用者の希望が尊重されている。
29	3 嗜好品(酒、たばこ等)については、健康上の影響等に留意した上で、利用者の意志や希望が尊重されている。					飲酒については、利用者と協議し、健康上の影響等に留意したうえで飲酒を認めている。たばこについても喫煙場所を指定したうえで許可しているが、喫煙者はいない。

【 評価項目 】		a	b	c	Na	判断の理由
A-3 自立支援						
(1) 訓練・作業の実施						
30	1	利用者の状況に応じて、訓練又は作業等に参加する機会を提供している。				利用者の機能回復又は機能減退防止については、理学療法士により一人ひとりの身体的状況に応じた訓練を実施している。
(2) 就労移行支援・就労継続支援						
31	1	就労移行支援・就労継続支援のメニューは希望や特性に応じて選択できるよう配慮されている。				利用者は、重度のために就労及び就労希望者はいない。施設種別の特性により評価対象外とした。
32	2	利用者の状況に合った訓練指導・支援を行っている。				この項目も職業訓練指導・支援を主旨としているため、上記の理由により、評価対象外とした。
33	3	工賃の支払いは適正に行われている。				工賃を支払う事業は実施していないため、評価対象外とした。
(3) 地域生活への移行						
34	1	利用者の状況に応じ、地域生活への移行についての支援を行っている。				現在の利用者は、重度であるために地域生活への移行は皆無である。施設種別の特性により評価対象外とした。